

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成15年 3月 4日	合併協議会提案	平成15年 3月 17日
--------	-------------	---------	--------------

協議項目(番号)	一般職員の身分の取扱い (項目No. 9)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	<p>伊方町、瀬戸町及び三崎町の一般職の職員は、(市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により)すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>具体的内容調整</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、適正化を図る。 職階については、職名と共に級分類を調整し、適正化を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、適正化を図る。 	<p>【調整方針確認日】</p> <p>平成15年 4月 17日</p> <p>平成15年 7月 2日 改正</p>	

留意事項	先進事例	備考
<p>新設合併において、市町村合併が行われる場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、法律上には当該職員は失職してしまうことになります。</p> <p>このような不合理的を避けるため、合併特例法第9条第1項において、合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならないと定めています。</p> <p>そのため、合併協議会において、合併市町村が消滅する市町村の一般職の職員を引き継ぐ旨の取決めを行い、合併した日に、新設合併における町村長職務執行者が、それぞれの職員に対して辞令交付を行う必要があります。</p> <p>また、同条第2項において、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定めています。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>地方公務員法 (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)</p> <p>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、次に掲げる職とする。</p> <p>一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</p> <p>一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職</p> <p>一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職</p> <p>二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p>	<p>さぬき市(H14.4.1 合併)</p> <ol style="list-style-type: none"> 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員の定数の合計については、現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職員の職名については、合併時に調整する。 現職員については、現給を保障する。 <p>引田町・白鳥町・大内町合併協議会(東かがわ市)H15.4.1 合併予定</p> <p>現に引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>具体的な調整内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。 <p>宇摩合併協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員数・定数管理 4市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 	

- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(分限及び懲戒の基準)

第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律に定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第16条各号(第3号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

市町村の合併の特例に関する法律

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

2 職務分類・給料

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

給料表については、国の給料表1級から10級を導入する。

南宇和合併協議会

現に5町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

具体的な内容調整

1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

2 職名等については、人事管理等及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。

3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。

4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

東宇和・三瓶町合併協議会

明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(具体的な内容調整)

1 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。

3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。

4 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後5年を目途に給料の格差是正を行うものとする。